

大塚製薬株式会社との包括連携協定の締結について

1 協定の名称

出雲市と大塚製薬株式会社との包括連携協定

2 協定の相手方

大塚製薬株式会社

3 協定の目的

健康、災害対策、スポーツ振興、地域活性化等の分野において相互に緊密な連携と協力を行うことにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

4 協定事項

- (1) 健康づくり推進に関すること
- (2) 熱中症予防に関すること
- (3) 食育推進に関すること
- (4) 災害対策に関すること
- (5) スポーツ振興に関すること
- (6) その他市民の健康でいきいきとした生活に関すること
- (7) その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること

5 締結日

令和7年(2025)2月3日

6 協定の有効期間

締結日から1年間

ただし、申出がない場合は1年間延長する。以後も同様とする。

出雲市と大塚製薬株式会社との包括連携協定

出雲市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域社会の活性化と市民サービスの向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密な連携と協力をするることにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- (1) 健康づくり推進に関すること
- (2) 熱中症予防に関すること
- (3) 食育推進に関すること
- (4) 災害対策に関すること
- (5) スポーツ振興に関すること
- (6) その他市民の健康でいきいきとした生活に関すること
- (7) その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議のうえ、取組ごとに別途取り決めることとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲または乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の解約ができるものとする。

（協定の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の非公開情報を本協定の目的以外に利用してはならず、また第三者に開示し、もしくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項、または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定が成立した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年2月3日

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之

乙 広島県広島市西区楠木町1-14-31
大塚製薬株式会社
ニュートラシューティカルズ事業部
中国支店 支店長 迫上 智博